

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年5月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
--------------------	----

厚生年金保険関係	3件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1800418 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1900017 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 24 年 9 月 1 日から平成 27 年 11 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 24 年 9 月から平成 25 年 8 月までの標準報酬月額については、28 万円から 30 万円、同年 9 月から平成 26 年 8 月までの標準報酬月額については、28 万円から 32 万円、同年 9 月から平成 27 年 8 月までの標準報酬月額については 28 万円から 34 万円、同年 9 月及び同年 10 月の標準報酬月額については、28 万円から 36 万円とする。

平成 24 年 9 月から平成 27 年 10 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 9 月から平成 27 年 10 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 9 月 1 日から平成 27 年 11 月 1 日まで

請求期間に係る標準報酬月額の届出を、事業主が提出していなかった。その後、請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の提出を行ったが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る平成 24 年 1 月分から平成 27 年 12 月分までの給与明細表により、請求期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細表により確認できる本来の報酬月額から、平成 24 年 9 月から平成 25 年 8 月までは 30 万円、同年 9 月から平成 26 年 8 月までは 32 万円、同年 9 月から平成 27 年 8 月までは 34 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 36 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 9 月から平成 27 年 10 月までの期間について、請求者の平成 24 年、平成 25 年、平成 26 年及び平成 27 年の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 29 年 12 月 26 日に提出し、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 24 年 9 月 1 日から平成 27 年 11 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800419号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900018号

第1 結論

請求者のA法人における平成15年12月15日の標準賞与額を31万3,000円、平成22年7月14日の標準賞与額を31万8,000円、同年12月15日の標準賞与額を25万1,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月15日、平成22年7月14日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月15日、平成22年7月14日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年12月15日
② 平成22年7月14日
③ 平成22年12月15日

A法人に勤務した期間のうち請求期間①から③までの期間に係る標準賞与額の記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された給与支給明細書(平成15年12月分給与)及び金融機関から提出された請求者に係る普通元帳(以下「普通元帳」という。)により、請求者は、平成15年12月15日にA法人から給与が支給され、当該給与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、上記給与支給明細書により確認できる給与額から、31万3,000円とすることが妥当である。

- 2 請求期間②及び③について、A法人から提出された請求者の平成22年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「平成22年分源泉徴収簿」という。)、同法人の同僚の給与支給明細書(平成22年6月分給与及び同年12月分給与)及び平成22年分源泉徴収簿並びに上記普通

元帳により、請求者は、同法人から賞与を支給され、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、上記賞与の支給日については、請求者の平成 22 年分源泉徴収簿において、平成 22 年 6 月 25 日及び同年 12 月 25 日と記載されているものの、上記普通元帳の振込記録から請求期間②は平成 22 年 7 月 14 日、請求期間③は同年 12 月 15 日とすることが妥当である。

したがって、請求者の請求期間②及び③に係る標準賞与額については、請求者の平成 22 年分源泉徴収簿により確認できる賞与額から、請求期間②は 31 万 8,000 円、請求期間③は 25 万 1,000 円とすることが妥当である。

- 3 なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 12 月 15 日、平成 22 年 7 月 14 日及び同年 12 月 15 日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 15 年 12 月 15 日、平成 22 年 7 月 14 日及び同年 12 月 15 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1800437 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1900019 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 21 年 12 月 7 日の標準賞与額を 36 万円、平成 22 年 7 月 5 日の標準賞与額を 37 万円に訂正することが必要である。

平成 21 年 12 月 7 日及び平成 22 年 7 月 5 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 21 年 12 月 7 日及び平成 22 年 7 月 5 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 21 年 12 月 7 日
② 平成 22 年 7 月 5 日

ねんきん定期便を確認したところ、A 社に勤務した期間のうち請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録がないことが分かった。賞与明細書では厚生年金保険料を控除されているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求者は、平成 21 年 12 月 7 日及び平成 22 年 7 月 5 日に A 社から賞与が支給され、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から、請求期間①は 36 万円、請求期間②は 37 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 21 年 12 月 7 日及び平成 22 年 7 月 5 日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回

答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。